

福山市生産性向上支援事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 第1次産業従事者の高齢化、減少による労働力不足等のため、地域の農林水産業の持続が困難となってきた中、これらの課題解決のためA I、I o T、ドローン等を活用した「スマート技術」の実装が進んでいる。本市第1次産業の担い手が生産性を向上させ、経営の安定化を図り、地域の農林水産業を維持・継続していくために、スマート技術を導入する取組に対して、必要な経費の一部を補助する福山市生産性向上支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれかに該当する者であって、市税を完納している者とする。ただし、(1)、(2)、(3)が別表第1の左欄に掲げる経営品目に利用する場合にあっては、それぞれ同表の右欄に掲げる経営規模以上の農地を有する者とする。

- (1) 認定農業者
- (2) 認定新規就農者
- (3) 地域計画のうち目標地区に位置付けられた者
- (4) 認定事業主（林業等労働力の確保の促進に関する法律第5条に基づき知事の認定を受けた認定事業主）
- (5) 市内の法人格を持った漁業団体。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が生産性の向上や経営の安定を図り、かつ、地域の農林水産業の維持・継続に寄与すると認められるスマート技術とする。ただし、別表第2の左欄に掲げるスマート技術を導入する場合にあっては、それぞれ同表の中欄に掲げる対象作物に応じて、同表の右欄に掲げる面積以上の利用規模の有するもの又は同等の効果があると認められるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に定めるスマート技術の導入に係る機械類の購入経費や設定・設置経費とする。ただし、経費に係る消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費から除く。

(補助率及び補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内（千円未満は切り捨てるものとする。）とし、1件当たり100万円を限度として予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業実施に当たり、あらかじめ次の書類を提出し、交付の決定を受けなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 利用計画書（様式第2-2号）
- (4) 収支予算書（様式第3号）
- (5) 誓約書（様式第4号）
- (6) 個人情報等確同意書（様式第4-2号）

(7) その他市長が必要と認めた書類

(交付申請の制限)

第7条 申請者は、補助対象経費に関して、国、県、市及び各種支援機関等が実施する他の制度から補助を受けてはならない。

2 本事業への申請は、会計年度にかかわらず申請者につき1回に限るものとする。

(交付決定)

第8条 第6条の規定により補助金の交付の申請があったときは、市長は審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適当と認める場合は、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、「補助金交付決定書」(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の対象期間)

第9条 補助対象とする期間は、毎年度2月末日までとする。

(事業計画等の変更申請)

第10条 第8条に規定する交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、申請書に記載した事項を変更するときは、あらかじめ「事業計画変更承認申請書」(様式第6号)に「変更収支予算書」(様式第7号)を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の承認に際して、補助対象経費の変更が必要となった場合は、市長は既に決定した補助金の額を変更することができる。

(事業の休止又は廃止)

第11条 補助事業者は補助対象事業を休止し、又は廃止する場合には、あらかじめ「事業計画休止・廃止承認申請書」、又は「事業計画取下申請書」(様式第6号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(事業の計画等の変更、休止又は廃止の承認)

第12条 第10条及び第11条の規定により事業計画の変更、事業の休止又は廃止の申請があったときは、市長は審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適当と認める場合は「補助金交付決定(変更・取消)通知書、事業計画変更承認通知書」(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。

(事業報告書の提出)

第13条 補助事業者は、補助対象事業終了後1月以内又は3月31日までのいずれか早い日までに、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第9号)
- (2) 収支決算書(様式第10号)
- (3) 事業実績書(様式第11号)
- (4) その他市長が必要と認めた書類

(補助金の交付等)

第14条 市長は、前条の事業報告書の提出があったときは、規則第12条に定めるところにより、その内容について審査し、かつ必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、補助金を交付することができる。

(補助金の交付手続)

第15条 補助事業者は、前条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金交付に関する請求書を市長に提出しなければならない。

(事業の指導)

第16条 市は、事業の円滑な実施を図るため、関係機関と緊密な連携をとりながら事業の指導推進にあたるものとする。

(財産の処分権限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、その財産が耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表1及び別表2に定める耐用年数をいう。）を経過し、又は市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(利用状況等報告)

第18条 補助事業者は、事業実施年度から5年間、毎年度終了後1か月以内に本事業により導入した機械等の利用状況等について別に定める様式（様式第12号）により報告を行うものとする。

(交付決定の取消し)

第19条 市長は、規則第14条第1項に掲げるもののほか、前条の報告を怠ったときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第20条 市長は、規則第15条第1項及び第2項の規定に定めるもののほか、前条の規定により交付決定を取り消したときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(書類の様式)

第21条 この要綱に規定する書類の様式は、市長が別に定める様式とする。

(雑則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2021年（令和3年）5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、2022年（令和4年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2023年（令和5年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2026年（令和8年）4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

経営規模

| 経営品目 | 経営規模 |
|------|------------|
| 水稻 | 栽培面積 1 h a |
| 野菜 | 栽培面積 30 a |
| 果樹 | 植栽面積 30 a |

備考

- 1 経営面積は、市内に所在する農地に限る。
- 2 経営面積には、作業受託面積は含まない。

別表第2 (第3条関係)

スマート技術及び利用規模

| スマート技術 | 対象品目 | 利用規模 |
|-------------------------|------|--------|
| ドローン (薬剤又は肥料散布用に限る。) | 水稻 | 10 h a |
| | 野菜 | 1 h a |
| | 果樹 | 1 h a |
| リモコン草刈機 | 水稻 | 10 a |
| | 野菜 | 10 a |
| | 果樹 | 1 h a |
| 水田水管理システム | 水稻など | 1 h a |

備考 利用規模には、作業受託面積 (市内に所在する農地に限る。) を含む。